

長 第 756 号
平成22年2月8日

認知症対応型共同生活介護事業所 管理者 様
小規模多機能型居宅介護事業所 管理者 様

山形県健康福祉部長寿社会課長
(公 印 省 略)

山形県地域密着型サービス自己評価及び外部評価実施要領の改正について

地域密着型サービスの適切な運営につきましては、日頃より格別の御協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、平成21年6月1日付けで山形県地域密着型サービス自己評価及び外部評価実施要領の一部を改正し、所定の要件を満たす事業者は、市町村の同意を得て、外部評価の実施を2年に1回とすることが可能となりました。

実際には、平成22年度分から免除されることとなりますが、具体的な申請方法を別添新旧対象表のとおり県の実施要領に定め、同実施要領を平成22年2月8日付で改正しましたので、お知らせします。

また、実施要領改正作業に当たって、関係機関より事前に頂戴した質問のうち、事業所に関する内容を別添「外部評価免除に係るQ&A」にとりまとめておりますので、併せて御確認ください。

なお、免除を希望する場合の今後のスケジュールについては、下記のとおりですので、計画的に事務手続きを進められますようお願いいたします。

記

1 事業所が所在する市町村への同意交付の申請

免除を希望する事業所は、県に免除申請を提出する前に、事業所が所在する市町村から「外部評価免除に係る同意書」(様式2)を交付してもらうことが必要となります。手順は次のとおりです。

(1) 下記(2)の要件を全て満たすことになった時点で、県への免除申請提出期限(原則4月末日)に間に合うよう、速やかに事業所が所在する市町村へ「外部評価免除に係る同意交付申請書」(様式1)を提出してください。 具体例: Q&A 問5に記載

- ① 今回の申請は、平成22年3月末日までに新実施要領(H21.6.1改正)に基づき、外部評価の訪問調査を受けた事業所が対象です。

- ② 同意交付申請の提出先は、他市町村指定を受けている場合であっても、事業所が所在する市町村のみで結構です。
- ③ 特に市町村への免除同意交付の提出期限は定めませんが、運営推進会議を一定数（平成21年度分は5回）以上開催した時点（ほかの要件も全て満たすことが必要）で、事業所が所在する市町村へ同意交付を申請してください。
また市町村から別途、免除同意交付の提出期限が定められた場合は、その指示に従ってください。
- ④ 評価結果の確定日（WAMNET掲載日）が4月16日以前の場合は、県への提出期限は4月末日までとなります。また、4月17日以降に評価結果が確定された場合は、評価結果確定日（WAMNET掲載日）から14日を経過した日が県への提出期限となります。
いかなる理由があっても、期限を過ぎた申請は認めませんので、県への提出期限に市町村からの同意書交付が間に合うよう注意してください。

(2)申請の際は、以下の全ての条件を満たすことが必要です。

- ① 過去に5年間継続して、外部評価を実施し、かつ平成21年度に実施した外部評価結果及び目標達成計画を市町村に提出していること。
- ② 運営推進会議を平成21年度中に5回以上開催していること。
※ 「5回」については、平成21年度のみの特例措置です。平成22年度については「6回」以上の開催が必要です。
※ いかなる理由があっても、定められた回数が開催されていなければ申請は不可となります。
- ③ 全ての運営推進会議に市町村職員又は地域包括支援センター職員が必ず出席していること。
※ 市町村職員等がやむを得ず出席できない場合は、当該会議の議事録の提出により市町村が会議内容を確認していれば、要件を満たすこととします。よって、議事録を提出していなければ、要件を満たすことはできず、申請は不可となります。
※ 市町村職員等が出席しなくてもいいというものではありません。市町村等の都合により、やむを得ず欠席となった場合に認めるものです。
- ④ 外部評価項目2「事業所との地域のつきあい」、3「運営推進会議を活かした取組み」、4「市町村との連携」、6「運営に関する利用者、家族等意見の反映」の実践状況（外部評価）が適切であること。
※ 「次のステップに向けて期待したい内容」欄に記載があることだけをもって判断するものではありません。事業所が所在する市町村において、適切か否か判断しますので、当該項目の「次のステップに向けて期待したい内容」欄に記載があっても申請は可能です。

2 県への免除申請・決定

- (1) 市町村から同意書が交付された場合は、同意書を添付のうえ、次の期日までに 県長寿社会課へ「外部評価免除の申出書」(様式3)を提出してください。

[県への提出期限]

評価結果の確定日 (WAMNET掲載日) が4月16日以前の場合
→ 4月末日まで

評価結果の確定日 (WAMNET掲載日) が4月17日以降の場合
→ 評価確定日 (WAMNET掲載日) から14日を経過した日まで
例：4/17 評価結果確定 → 県への提出期限 5/1 まで

- ① 免除申請を提出する場合は、必ず市町村から交付された「外部評価免除に係る同意書」(様式2)の原本を添付してください。
- ② 県への提出は、持参・郵送どちらでも構いませんが、郵送の場合は、上記期限必着としますので、期限に間に合うよう原本を送付してください。
- ※ 提出する際は、必ず事前に、事業所保管用として申請書・同意書の写しをコピーしてください。
- ※ 普通郵便で送付の場合は、投函してから2～3日後に電話で確実に郵便が届いたことを確認してください。(特定記録や簡易書留等の特殊郵便の場合は、電話確認は不要です。) 県長寿社会課 事業指導担当 TEL 023-630-2158
- (2) 事業所から申請があったものについて、最終的に県で免除の可否を審査し、その結果を「外部評価免除申出の受理(不受理)通知書」(様式4)により申請事業者へ通知します。
- 通知時期の目安 4月末日までの申請分 → 5月末日
上記以降申請分 → 7月頃
- ※免除不可(不受理)となった場合は、評価機関に外部評価の申し込みを行ってください。
- (3) 県は、免除することを決定した事業所名について、次のとおり公表します。
- ① 県長寿社会課のHPに事業所名を掲載します。
- ② 同意書を発行した市町村に免除結果を通知します。
- (4) 県は、免除決定の通知後に、当該事業者が免除要件を満たしていないことを知り得た場合は、決定通知を取り消します。

3 免除決定後の取り扱い

外部評価の免除が決定されたとしても、事業者は下記の取組みを実施し、引き続き質の向上に努めなければなりません。

- (1) 免除となる年度であっても、自主的に自己評価を行い、サービスの質の向上に努めること。
- (2) 直近の外部評価結果のうち、「次のステップに向けて期待したい内容」に記載されている事項」及び「目標達成計画に記載した事項」については、免除となる年度であっても、運営推進会議等を通じて、定期的かつ継続的に実践状況を把握し、取組みを具体的に進めること。

4 免除の年の翌年以降の取り扱い

免除決定となった年の翌年度に実施した外部評価の結果を踏まえ、その翌年度の外部評価を実施しないことを希望する場合は、再度、免除の申出等の手続きを行わなければなりません。

例：平成 17 年度～平成 21 年度 外部評価実施 → 免除申請
平成 22 年度 外部評価免除決定
平成 23 年度 外部評価実施 → 免除申請
平成 24 年度 外部評価免除決定

5 その他

目標達成計画の提出期限については、平成 21 年 6 月の事業所説明会において「(評価機関から) 評価結果を受け取った日から概ね 1 ヶ月以内に提出～」と説明いたしましたが、この期限を過ぎての提出が多数見受けられるところであります。

よって、この提出期限を県の実施要領に定めるとともに、文言を下記のとおり修正しますので、**1 ヶ月以内に必ず「目標達成計画」を評価機関に提出**されるようお願いいたします。

県実施要領第 8 (5)、(6) 抜粋	※ (6) 新たに規定
(5) 評価機関は、外部評価の結果を決定したときは、「1 自己評価及び外部評価結果」を事業所に通知するとともに、「2 目標達成計画」の提出を求めるものとする。	
(6) 事業者は、(5) により「2 目標達成計画」の提出を評価機関から求められたときから、 <u>原則として 1 ヶ月以内に「2 目標達成計画」を評価機関に提出しなければならないものとする。</u>	

以上、改正後の実施要領を要約したものでありますが、実施要領新旧対照表及び改正後の実施要領も熟読いただきますようお願いいたします。

また、何か御不明な点などありましたら、下記担当まで御連絡ください。

担当：〒990-8570 山形市松波 2-8-1 山形県健康福祉部長寿社会課 事業指導担当 齋藤 tel. 023-630-2158 fax. 023-630-2271 Mail saitoyoko2@pref.yamagata.jp
